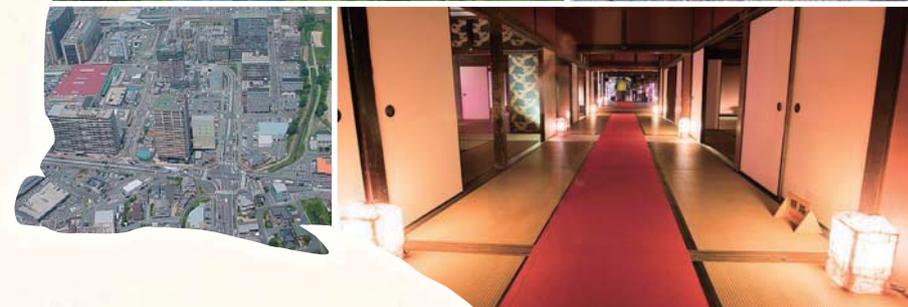


第5次
草津市総合計画
2010-2020

(第3期) **概要版**



出会いが織りなす ふるさと

“元気”と“うるおい”の
あるまち **草津**

kusatsu



総合計画 について

総合計画は、草津市のまちづくりの基本となる計画です。

基本構想

平成22(2010)年度から平成32(2020)年度まで

基本計画

第1期

平成22(2010)年度から
平成24(2012)年度まで

第2期

平成25(2013)年度から
平成28(2016)年度まで

第3期

平成29(2017)年度から
平成32(2020)年度まで

第3期基本計画について

◆ 中長期の展望のもとで進める計画

第5次草津市総合計画では、中長期的な視野のもと、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想において「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来に描くまちの姿として掲げ、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指しています。

福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育等、あらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持ち、市民一人ひとりが生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心(シビック・プライド)”※が育まれるよう取り組みます。

この基本構想の実現のため、市民ニーズの変化をはじめ、市政を取り巻く様々な環境の変化に対応する等、よりよい市民サービスの提供を行うべく、市民や各関係団体との連携・協力のもと、草津市自治体基本条例に基づく市政運営の考え方や、草津市協働のまちづくり条例に基づく協働のまちづくりの流れを踏まえ、第3期基本計画を策定しました。

※ふるさと草津の心(シビック・プライド)：まちに対する愛着や草津市民であることの自負と誇りのこと。

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、本市が将来に向けて目指すまちづくりの方向や、それを実現するための施策等を定める基本的な計画で、草津市自治体基本条例に基づき策定する市政運営の最上位の計画です。

この計画を、「『人』が輝くまちへ」「『安心』が得られるまちへ」「『心地よさ』が感じられるまちへ」「『活気』があふれるまちへ」の4つの「まちづくりの基本方向」のもとに推進していきます。

この計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、平成22年度から平成32年度までを計画期間として、右の内容で定めています。



構成

草津市の現状と課題

- 位置と地勢
- 地域の特性
- 人口の見通し
- 時代の潮流
- 国・県の動向
- 主要な課題

基本構想

■ 構想期間：

- 平成22（2010）年度から
平成32（2020）年度まで
- 将来ビジョン
 - まちづくりの基本方向
 - 行政の姿勢と役割

第3期基本計画

■ 計画期間：

- 平成29（2017）年度から
平成32（2020）年度まで
- リーディング・プロジェクト（重点方針）
 - 地域経営の方針
 - 行財政マネジメント
 - 分野別の施策

◆ 計画期間

第3期基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とします。

第5次 草津市総合計画	年 度												
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
基本構想	策定 年度	構想期間											
基本計画		第1期											
				策定 年度	第2期								
									策定 年度	第3期			
総合計画の総括											策定 年度	策定 年度	

おい”の草津

あるまち kusatsu

その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。

親しみと憧れ



将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。

■「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。

また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

■「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。

また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

将来人口

平成 32 年
135,000 人

市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。

自負と責任



行政の姿勢と役割

■ 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。

併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

■ 協働のまちづくりの基盤強化

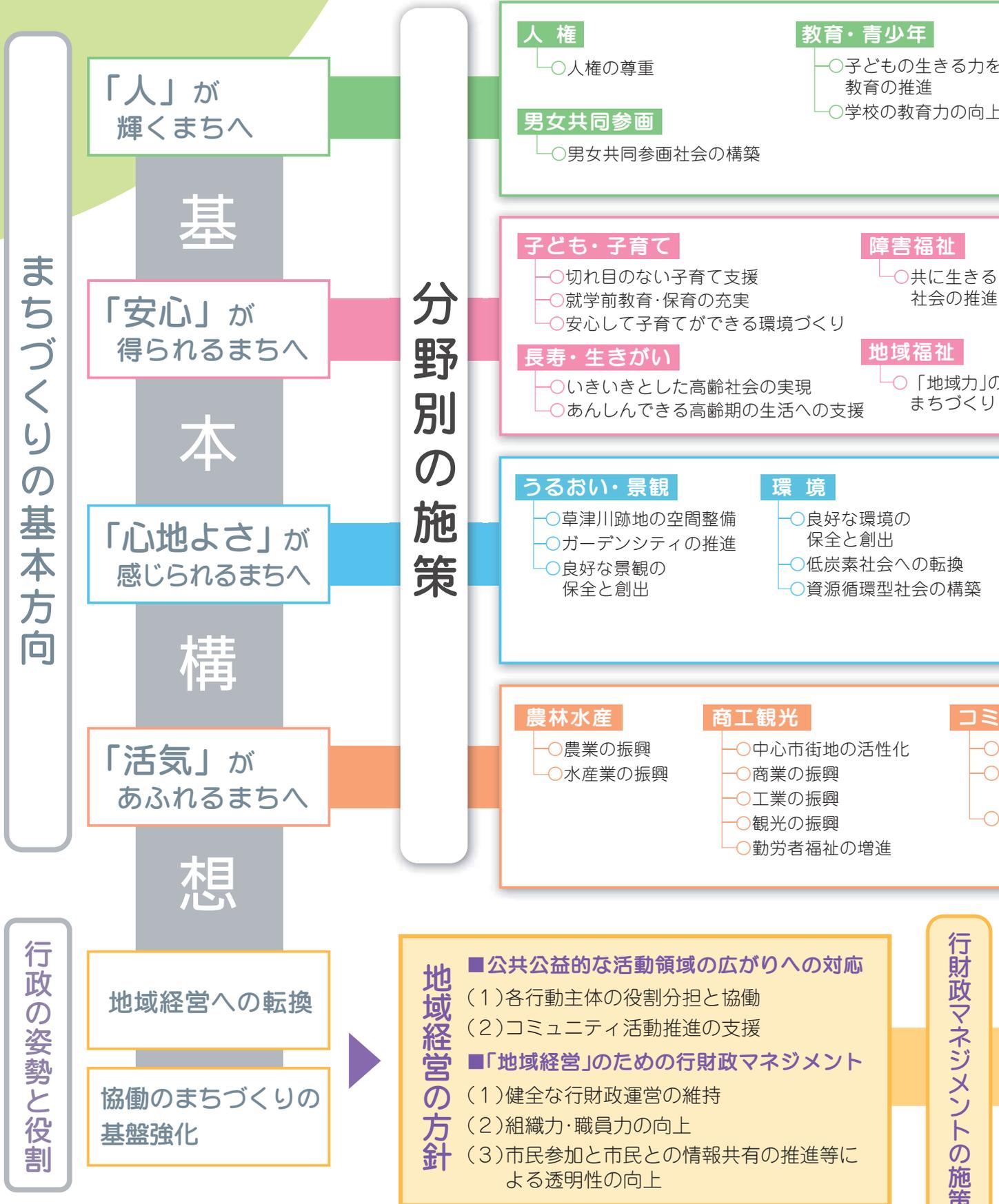
参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいつそう展開されるよう取り組みます。

とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものとなることを重視した支援を図っていきます。

基本計画

第1期／平成22(2010)年度から平成24(2012)年度まで
 第2期／平成25(2013)年度から平成28(2016)年度まで
 第3期／平成29(2017)年度から平成32(2020)年度まで

まちづくりの基本方向



と基本計画の構成

生涯学習・スポーツ

- 生涯学習・スポーツの充実
- 地域協働合校の推進

市民文化

- 文化・芸術の振興

●は基本方針

健康・保険

- 市民の健康づくり
- 医療保険制度の適正運用

生活安心

- 生活安定への支援
- 暮らしの安心の確保

防犯・防災

- 犯罪のないまちづくり
- 自助・共助による防災対策の充実
- 災害に強いまちづくり
- 治水対策の推進

●は基本方針

住宅・住生活

- “まちなか”の魅力向上
- 住まいと住生活の魅力向上

上下水道

- 水の安定供給
- 下水道の安定基盤づくり

道路・交通

- 安全・安心な道路の整備
- 公共交通ネットワークの構築
- バリアのないまちづくり

●は基本方針

コミュニティ・市民自治

- 市民自治の確立
- 基礎的コミュニティの活性化
- 市民公益活動の促進

情報・交流

- まちづくり情報の提供の充実
- 多様な交流活動の展開

●は基本方針

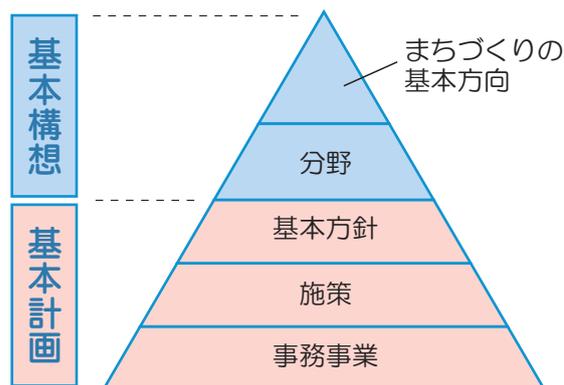
行財政マネジメント

- 健全な市政運営
- 職員力の向上
- 市民との情報共有の推進と公正の確保

- この計画では、基本方針ごとに「達成目標」と「指標」を設定しています。
- 「指標」により、第3期基本計画に基づくまちづくり全体の進み具合の目安を把握し、市ホームページ等を通じた広報を図っていきます。



【総合計画の施策体系】



4つの リーディング・ プロジェクト (重点方針)

■第5次草津市総合計画の「将来に描くまちの姿」である、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を実現するため、これまでの取組を継続しつつ、次期総合計画を見据え、新たな展開も加えた、草津市のまちづくり全体を先導・けん引するものです。



「健幸都市」づくりの推進

◆“住む人も、訪れる人も、「健幸」になれるまち”を目指し、健幸都市づくりを進めます。



草津市の健幸都市のイメージ

子育て・教育の充実

◆未来を担う子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、生涯にわたって必要とされる生きる力を育んでいきます。



“まちなか”を活かした魅力向上

◆「まちなかゾーン」の整備により、市全体の都市活力のけん引を図り、地域の魅力向上を進めます。



コミュニティ活動の推進

◆地域のまちづくり拠点を充実し、多様な主体間の連携・協働を促進することで、市民が取り組む自主的なまちづくりをさらに進めます。



今後の人口構造の変化も見据え、疾病や介護の予防を強化し、誰もが生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせるよう、まちづくりの中核に「健幸」を位置付け、市の総合政策として、健幸都市の実現に向けた環境・仕組みづくりを進めます。

そのため、従来の健康施策の枠組みを超え、産学公民が連携し、個人や地域の主体的な健康づくりに加え、都市計画や公共インフラ整備等の観点からの健康に対するアプローチや、健康産業の振興等を図ります。

※**健幸都市**：誰もが生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせるまちのこと。



安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援を充実させます。また、心豊かでたくましく生きる「草津っ子」を育成し、「子どもの生きる力を育む」教育をいっそう進めます。

そのため、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠から子育てまでの切れ目のないサポートを行うとともに、幼保一体化を推進します。また、ICTの活用、英語教育の充実、読書活動の推進等により、子どもの確かな学力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関との連携による学校経営の充実・向上を目指します。



市の中心部と郊外部とのネットワークを充実することにより、市内の魅力ある地域資源に市民や来訪者が円滑にアクセスできる環境を整え、まち全体の活気や“ふるさと草津”の魅力向上を進めます。

そのため、第2期基本計画で取り組んできた「草津川跡地の空間整備」や「中心市街地の活性化」の各事業と、JR南草津駅を結ぶ「まちなかゾーン」の整備の成果によって市全体の都市活力の向上を図ります。

※**まちなか**：JR草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

※**まちなかゾーン**：JR草津駅・南草津駅周辺の市街地を含めた商工業施設、業務オフィス等の集約化を誘導する、うるおい豊かでにぎわいと交流に満ちたゾーンのこと。



多様化する市民ニーズに対応し、また、市民自治のさらなる強化を目指して、地域の特性を活かしたまちづくりを促進するとともに、中長期の視点で市民との協働の取組を進めます。

そのため、それぞれの地域のまちづくり拠点を整備するとともに、市民が主役のまちづくり活動を支援することにより、まちづくり協議会の活動、町内会等の基礎的コミュニティや、NPO等の市民公益活動の活性化を促し、地域のまちづくりを進めます。

※**基礎的コミュニティ**：町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。

※**市民公益活動**：不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。



「人」が輝くまちをつくるための施策

◆人権

- 人権文化の醸成
- 人権の擁護

◆男女共同参画

- 男女共同参画社会の推進
- 女性の活躍推進

◆教育・青少年

- 教育内容の充実
- 子どもの健やかな体づくりと安全・安心の確保
- 青少年健全育成の推進
- 教職員の資質向上
- 学校経営の充実
- 学校施設・設備の充実

◆生涯学習・スポーツ

- 生涯学習機会の充実
- スポーツ活動の推進
- スポーツ環境の充実
- 地域協働合校の取組の推進

「安心」が得られるまちをつくるための施策

◆子ども・子育て

- 総合相談窓口の充実
- 母子保健サービスの充実
- 子ども・子育て支援、ネットワークの充実
- 質の高い就学前教育・保育の提供
- 就学前教育・保育施設の整備
- 児童虐待の防止と早期発見・早期対応
- ひとり親家庭等への支援の充実
- 発達障害児等への支援の充実
- 児童育成クラブの充実
- 子育てに伴う経済的負担の軽減

◆長寿・生きがい

- 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進
- 地域包括ケアシステムの推進
- 認知症対策の推進
- 介護予防対策の推進
- 介護サービスの充実
- 介護保険制度の適正運用

◆障害福祉

- 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実
- 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持
- 福祉のまちづくりの推進

「心地よさ」が感じられるまちをつくるための施策

◆うるおい・景観

- 草津川跡地の整備
- 公園・緑地の整備
- 公園・緑地の活用
- まちなみ緑化の推進
- 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

◆環境

- 自然環境の保全
- 環境学習の拡充
- 環境汚染、環境負荷対策の促進
- 様々な主体が参画するプラットフォームの拡充
- 省エネルギー・新エネルギー利用等の推進
- 廃棄物の発生抑制・再利用・資源化の推進

- 廃棄物の適正処理
- 環境美化の推進

◆住宅・住生活

- 市街地の整備
- 良質な住宅資産の形成
- 空き家等の対策の推進
- 土地利用の適切な誘導
- 地域特性を活かした郊外部の整備



「活気」があふれるまちをつくるための施策

◆農林水産

- 持続的・安定的な農業経営の確立
- 農地の保全と農業的土地利用の増進
- 市民ニーズに応える地産地消の推進
- 「農」のあるまちづくり
- 水産業の経営の安定化
- 漁場環境の保全と漁業資源の確保

◆商工観光

- 中心市街地のにぎわいの創出
- 地域商業の活性化
- 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり
- 企業の誘致と集積促進
- 新産業の創出
- 中小企業の技術向上と経営革新の支援

分野別の 施策と行財政 マネジメント

○は施策

◆市民文化

- “ふるさと草津の心”の醸成
- 文化・芸術活動の推進
- 文化財の保護と活用の推進
- 歴史資産を生かしたまちづくり



○は施策

◆地域福祉

- 地域福祉の担い手の育成と活躍の促進
- 地域福祉を支えるネットワークづくり

◆健康・保険

- 市民の健康づくり支援
- 疾病予防対策の強化
- 国民健康保険制度の運用
- 後期高齢者医療制度の運用
- 福祉医療費の助成

◆生活安心

- セーフティネットの充実
- 市民相談業務の充実

- 消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成
- 生活衛生の向上

◆防犯・防災

- 自主防犯活動の展開
- 防犯設備の維持・整備
- 自主防災体制の確立と市民意識の高揚
- 消防体制・基盤の充実
- 地域防災体制・基盤の強化
- 河川・排水路の整備
- 公共下水道雨水幹線の整備

○は施策

◆上下水道

- 上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理
- 上水道事業の健全経営
- 下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理
- 下水道事業の健全経営

◆道路・交通

- 広域主要幹線道路等の整備促進
- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 歩道・自転車道等の整備
- 道路施設の長寿命化と維持管理
- 公共交通ネットワークの充実
- まちのバリアフリー化の促進

○は施策

- 観光資源の活用と草津のブランド力の強化
- 出会いとふれあいの魅力の発信
- 勤労者への支援

◆コミュニティ・市民自治

- 市民自治の確立のための環境整備
- 基礎的コミュニティ活動の支援
- 市民公益活動の支援

◆情報・交流

- 地域のまちづくり情報の提供
- 行政情報の提供
- 産学公民との協働によるまちづくりの展開
- 近隣自治体との連携の強化
- 多文化交流の促進

地域経営の方針

1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

(1) 各行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、協働のまちづくり条例に定める多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、自主的な取組が行えるよう、各主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。また、行政、市民・地域、事業者等の役割を「行動の指針」として、「分野別の施策」に記載しています。

(2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。これらのコミュニティ活動に取り組みされる各主体が「協働による地域経営」において主要な役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援していきます。

2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

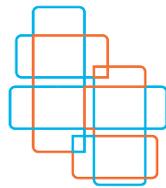
- (1) 健全な行財政運営の維持
- (2) 組織力・職員力の向上
- (3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

行財政マネジメント

◆行財政マネジメントの施策

- 健全な財政運営の維持
- 市有財産の適正な維持管理・更新
- 事務事業の効果・効率の向上
- 職員の資質向上
- 情報提供・情報公開の推進

第 5 次
草 津 市
総 合 計 画



2010-2020



草津市役所
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
電話：077-563-1234(代表) FAX：077-561-2483
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>